

保険法現代化が損害保険実務に与える影響

東京海上日動 吉澤 卓哉

保険法現代化の論点は、損害保険関連だけでも極めて多岐に亘る。そこで、本発表では、法制審議会で必ずしも充分には議論されていないと思われる論点や観点に絞ることとした。

1. 定額保険の現物給付

中間試案では、人保険の定額保険である生命保険契約、傷害保険契約・疾病保険契約に関して、現物給付の導入を検討対象としている。

ところで、保険は、保険給付の方法を基準として、定額給付と損害填補給付に分類できる。さらに両者は、理論的には、それぞれ金銭給付と現物給付に細分化できる。中間試案が取り上げているのは人保険に関する定額給付方式の現物給付ということになるが、理論的には以下の2つの問題があるのでさらに十分な議論が必要かと思われる。

第1に、定額保険も保険の一種であるから、保険の内在的制約に服することになる。もし、保険の（経済的）要件の一つにリスク移転があるとすると、現物給付方式の定額保険にも、当然にリスク移転が求められることになる。

第2に、人保険については、そもそも損害填補方式の現物給付があると考えられるので、これとの異同も明確にしなければならない。ちなみに、定額給付方式の現物給付で現実性のある保険商品を想定すると、保険事故が発生しても実際に現物給付を請求するのは当該現物を必要とする者のみであり、現実には損害填補方式の現物給付と区別がつかないことが多い。

2. 逆選択と告知義務制度

保険の諸制度にはそれぞれ経済的意義があるが、ここでは逆選択との関連で告知義務制度を取り上げてみる。

中間試案では、告知義務に関して大きく現行制度を変更することを検討している。ところで、保険市場は典型的な「情報の非対称性」のある市場であるが（保険の対象となるリスクに関する情報が保険契約者側に偏在している）、実効的な牽制策が存在しないと「逆選択」

が行われ、結果的にリスクの低い保険契約者には一部保険しか提供できなくなる、等の問題が生じる。

そこで、逆選択に対する実効的な牽制策が必要となるが、これが告知義務制度である。現行の告知義務制度はそれなりに保険制度の維持に寄与していると評価できるが、中間試案で示されている告知義務制度の改定後も、逆選択に対する実効的な牽制が維持できるか否かを検討する必要がある。

3. 片面的強行規定の適用除外

中間試案では、一定の規定を片面的強行規定にしようとしている。片面的強行規定とは、保険契約者・被保険者が有利となるようには約定で変更することができるものの、不利となるようには変更できない（仮に変更しても当該約定は無効となる）規定である。この規律は全ての保険契約に適用される訳ではなく、一定の種類の保険契約には適用されない。そして、この適用除外となる保険契約の範囲が未解決の論点となっている。

そこで考えるに、適用除外の範囲を検討するにあたっては、保険契約者の保険契約に関する知識や理解の程度や保険契約者の交渉力とともに、付保対象リスクに関する「情報の非対称性」や保険者間の競争状態を勘案すべきである。

こうした観点から適用除外の具体例を考え、それらを理論的に大別すると次の2つに分類できよう。

①保険契約者の属性から導かれる類型

（この場合、当該保険契約者が締結する保険契約は全て適用除外となる）

具体的には、保険契約者が、保険者、保険仲介者、大規模事業者等である場合である。

②付保対象リスクの属性から導かれる類型

（この場合、当該リスクを付保対象とする保険種類のみが適用除外となる）

具体的には、海外保険者との国際的競争が行われているリスク、巨大リスクや特殊リスク、事業者等の本業リスクを付保対象とする場合である。